

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について

平成29年3月 三重県長寿介護課

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置については、厚生労働省の基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）により、1人以上の配置が求められており、機能訓練指導員の資格要件は、同省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（以下「解釈通知」という。）において、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

本県においては、平成23年度以前は、個別機能訓練加算を算定しない場合、生活相談員又は介護職員が兼務していれば、有資格者の配置まで求めていませんでしたが、厚生労働省へ解釈の再確認を行ったところ、すべての通所介護事業所において、有資格者の配置が必要という回答が得られたため、平成24年度から、機能訓練指導員として、必ず有資格者の配置を求める取扱としております。

（経過措置期間）

○新規指定の事業所については、平成24年7月1日指定分以降に適用する。

○既存の事業所については、平成25年3月31日までに配置を求める。

平成25年4月1日以降、有資格者が配置されていない場合、指定更新を行わないものとする。

さて、平成27年4月の介護報酬等改定（解釈通知の改正）により、通所介護事業所における看護職員（看護師又は准看護師）の配置基準が緩和され、病院、診療所、訪問看護ステーション（以下「病院等」という。）との連携により、病院等の看護職員が、通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院等と通所介護事業所が、通所介護事業所のサービス提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、通所介護事業所に看護職員が確保されているものとされました。

このことを受けて、本県では、通所介護事業所における看護職員の配置について、平成27年6月に「通所介護事業所（利用定員11人以上）における看護職員の配置について」として取扱を整理していますが、病院等との連携により確保することが可能なのは、看護職員に限られており、機能訓練指導員は認められていません。（解釈通知の改正直後に、厚生労働省へ確認しています。）

※ 利用定員18人以下の通所介護事業所については、介護保険法の改正により、平成28年4月1日から、地域密着型サービスの「地域密着型通所介護事業所」に移行していますが、基準省令上の人員基準は踏襲されているため、地域密着型通所介護事業所においても、利用定員が11人以上の場合は、引き続き看護職員の配置が必要です。

したがって、通所介護事業所の機能訓練指導員については、当該事業所の従業者としての配置が必要ですので、適切な取扱をお願いします。（基準省令において「指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。」とされており、前述の病院等との連携による看護職員の確保は、あくまで例外的な取扱として、解釈通知で認められたものとお考えください。）

また、通所介護事業所においては、看護職員が機能訓練指導員を兼務している事例も見受けられますが、病院等との連携により確保する看護職員が、機能訓練指導員を兼務することも認められませんので、併せてご留意をお願いします。

もともと、通所介護事業所を設置する法人の直接雇用ではなく、他法人からの出向・派遣等による職員であっても、当該事業所の従業者として、管理者の指揮命令に従って業務を行う場合は認められますが、下記について遵守をお願いします。

- ① 法人間で、機能訓練指導員として従事する者を特定のうえ、出向契約書・派遣契約書等において、氏名及び従事する事業所の名称・所在地、出向・派遣等の期間が記載されていること。
- ② 出向・派遣等を受けた法人（通所介護事業所を設置する法人）は、勤務辞令等において、従事する事業所の名称及び職種（機能訓練指導員）を明記すること。